

# 駐車場使用契約書

つつじ野団地管理組合（以下「甲」という。）と駐車場使用者\_\_\_\_\_

（以下「乙」という。）とは、つつじ野団地管理規約及び駐車場使用細則の規定に従い、甲の維持管理する団地駐車場内の特定する駐車位置（以下「本件駐車場」という。）に、乙の自動車を駐車するため、次のとおり駐車場使用契約（以下「契約」という。）を締結します。

（1）駐車位置 \_\_\_\_\_ 街区 \_\_\_\_\_ 番駐車場

（2）自動車の表示

①車両型式 メーカー名・車名：\_\_\_\_\_

総排気量：\_\_\_\_\_ CC 色：\_\_\_\_\_

②車両登録番号（ナンバープレート番号）：\_\_\_\_\_

## （契約の期間）

第1条 本件駐車場の賃貸借期間（以下「契約期間」という。）は、令和 年 月 1日から  
令和 年 3月 31日までとします。

## （駐車場使用の証明）

第2条 甲は、乙の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条  
第2項第一号に規定する自動車の保管場所の使用承諾に関する証明をします。

## （駐車場使用料）

第3条 駐車場使用料は、月額 4,000円とし、乙は甲の定める方法により支払うものとします。

2 契約期間が1ヶ月に満たない場合の駐車場使用料は、1ヶ月を30日として日割り計算（円未満の端数は四捨五入）して得た額とします。

## （敷金）

第4条 乙は、甲の定めるところにより敷金として駐車場使用料の3ヶ月分の金員を甲に預託します。ただし、敷金には利子をつけません。

2 敷金は、契約期間満了に伴う終了又は解約若しくは解除の場合は、甲に対する乙の未払い債務の弁済に敷金を充当し、甲の定める方法によりその残額を乙に返還します。

3 乙が駐車場使用料の納入を怠ったときは、甲は敷金をこれに充当することができるものとします。この場合、甲は予め乙に催告を要するものとします。

4 乙は、本件駐車場を明け渡すまでの間、敷金をもって駐車場使用料等の債務と相殺することができません。

## （乙の賠償義務）

第5条 乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他関係する者が故意又は過失により本件駐車場又はその施設並びに団地駐車場内に駐車中の他の自動車又は附属品に損害を与えたときは、乙は自己の責任と負担においてその損害を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

## （甲の免責）

第6条 天災、地変、火災、盗難、その他の被害など、甲の責に帰すべからざる事由により乙の自動車その他の物件に損害が生じても、甲は一切その責を負いません。

## （乙の義務）

第7条 乙は、本件駐車場の使用に際しては、駐車場使用細則の規定並びに甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければなりません。

2 乙は、本件駐車場に駐車する自動車を変更したときは、速やかに甲が別に定める書面により甲に届出なければなりません。

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 乙は、契約自動車以外の自動車を駐車し、又は第三者に本件駐車場を使用させ、若しくは本件駐車場の使用権を譲渡することはできません。

(解 約)

第9条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに甲が別に定める書面により解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 前項の書面による解約申し入れから第10条第2項の譲渡又は貸与までの期間が1ヶ月未満であるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、乙は、解約申し入れの日から1ヶ月分の駐車場使用料を甲に支払わなければなりません。ただし、乙がその譲渡又は貸与をするまでの間に前項の書面による解約申し入れをしないときは、甲がその譲渡又は貸与があつたことを知った日からなお1ヶ月を経過する日までの駐車場使用料相当額を甲に支払わなければなりません。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が管理費等、駐車場使用料その他の管理組合へ納入すべき費用を納入しない場合において、その支払いの催告にもかかわらず、3ヶ月以上滞納したときは、直ちに本契約を解除することができます。

2 甲は、乙が契約期間中に、乙が所有する専有部分を他に譲渡又は貸与したときは、本契約を解除するものとします。

3 乙が法令、管理規約、駐車場使用細則及び本契約の規定に違反した場合、甲は本契約を解除することができます。

(違 約 金)

第11条 乙は、第1条の契約期間前に本契約を解消しようとするときは、違約金として駐車場使用料の1ヶ月分を甲に支払わなければなりません。

(明け渡し)

第12条 本契約の終了若しくは解約又は解除した際、乙は、甲の指定する日までに本件駐車場を甲に明け渡さなければなりません。

2 前項の規定に従い乙が、本件駐車場を明け渡さない場合には、乙は、甲の指定した日の翌日から明け渡し完了に至るまで、第3条第2項に規定する駐車場使用料の倍額の損害金を支払い、かつ明け渡しの遅延により甲が被った損害を賠償しなければなりません。

(そ の 他)

第13条 甲等の実施する工事等により、甲が乙に本件駐車場の使用の一時停止を要請したとき、乙は臨時駐車場への移動等これに協力するものとします。

2 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、駐車場使用細則及び理事会の定めによります。

この契約締結を証するため、契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有します。

令和 年 月 日

甲) つつじ野団地管理組合

理事長 印

乙) \_\_\_\_\_街区\_\_\_\_\_号棟\_\_\_\_\_号室

氏 名 \_\_\_\_\_ 印